

平成 25 年度 第 1 回 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会における主な意見

平成 25 年 5 月 13 日（月）15:00～17:00

環境省第一会議室

- 法的枠組みに問題があるか否かが重要。狩猟に公的サービスとしての目的が生じてきたということであれば、抜本的な法改正が必要。
- 公共目的の捕獲と、私的な目的の捕獲とは、果たすべき義務や権限が異なるべき。今は公共目的の捕獲の仕組みがない。
- 法律制定時の鳥獣の保護という考え方に「管理」の視点を加えた法律（鳥獣保護管理法）とすべき。
- 鳥類については個体数が増えたから捕獲して減らすということだけでは対応は困難であり、他の方法も含めた「管理」の観点が重要。
- 鳥獣保護法が普通種の保護管理を担う法律として本来どうあるべきか、何をすべきか、生物多様性国家戦略に照らして足りないことを整理する必要。環境省がこれまで行ってきたこと、対応できていないことを整理する必要。
- 特定計画制度導入後の 15 年間に思うような成果が得られず問題が顕在化・深刻化した。この間に何が不十分であったかを明確にする必要。
- 平成 11 年改正によって特定計画制度が創設されて 15 年経つが、できること・できないことのレビューが必要。
- 生物多様性国家戦略に、鳥獣保護管理に関する重要な事項が記載されているものの、科学的・計画的なモニタリング等対応できていない事項の検討が重要。
- 鳥獣被害対策については、個体数の推移等定量的なデータをもとに、科学的な見地から議論を行う必要。
- 特措法予算に基づく対策の科学的効果検証は行われていない。
- 鳥獣保護法における国や市町村の位置付け、被害防止特措法との連携を強化できる仕組みを考える必要。
- 複数の省庁にまたがる制度の整合や省庁間の連携をどのようにとれば、地域の鳥獣保護管理が前進するかという視点から議論が必要。
- 特措法は市町村を支援する仕組みだが、都道府県が主体的に被害防止対策を講じていく仕組みが必要。
- 広域連携への国の関与の仕方や、国が広域計画を作る必要性について議論すべき。
- 都道府県には鳥獣保護管理を行うマネージャーはほとんど配置されておらず、人材の確保が課題。
- 狩猟者を増やすことだけを考えていくことで良いかは、持続的な鳥獣保護管理の面から疑問。

- 「業」として鳥獣捕獲を行う者に力点を置いた議論・制度設計が必要。
- 地域住民の減少や高齢化が進んだ過疎の農村では、生息環境の管理は困難となっており、個体数の管理を重点的に行うことが重要。
- 鳥獣保護区について、捕獲規制はあるものの、生息環境管理の考え方が希薄。
- 鳥獣保護区における捕獲許可のあり方について根本的な見直しが必要。
- 鳥獣の捕獲に必要な訓練とそのため経費がどのくらい生じるか把握し制度をつくることが重要。安全かつ適切に捕獲を進めるためには、コスト面も含めてきちんと考えることが必要。
- 効果的な運用がなされているかを検討するために、特措法予算 200 億円の使途の内訳が知りたい。
- 農業被害は過少評価で、横ばいではなく、増加していることを明確に言う必要があり、そのためのバックデータを準備すべき。
- 学術研究を目的とする捕獲については有害等の捕獲許可とは別の仕組みとすることも必要。
- 銃刀法では、銃の所持許可申請の欠格条項が厳しい。免許制度を導入していく方向で関係者に働きかけていきたい。